

BEPS 行動計画 4

利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限 ～その中国における対応、日本における対応、 日中間取引における注意点～

January 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

BEPS 行動計画 4 :

利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限

BEPS 行動計画 4 最終報告書の冒頭には以下のように書かれています。

第三者または関連当事者に対する利息の支払いは、インターナショナルタックスプランニングにおいて恐らく最も単純な利益移転の方法である。金銭の流動性と代替可能性は、支配企業において、負債と資本の構成割合の調整を比較的簡単な作業とならしめる。

このように BEPS 行動計画 4 は古くて新しい問題を取り扱っているものといえますが、その前に、多少 BEPS の意義についておさらいをしておきたいと思います。

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) とは、日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの2国間租税条約や、いわゆる移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへ対応することをその目的として、従来国際課税についての提言を行ってきたOECDによる報告書という形式をとりつつ、各国政府部門の合議体であるG20における首脳宣言という形でその制度化が進められているものです。

皆さんはG20共同声明やOECD報告書と聞くと、各国が国際協力を目指した倫理的かつ抽象的な議論を行っているものと想像されるかもしれませんが、多くの深刻な問題が渦巻く中で各国首脳がBEPSを最重要課題として位置づけるには、それ相応の現実的背景が存在します。

近年の一層の企業の巨大化及び多国籍化はインターネットの普及によるバーチャルエコノミー及びボーダレス取引の進展と相まって、従来、特定の国の課税権として捉えられてきたものが急速に機能しなくなるという状況をもたらしつつあります。このことは自国の経済発展が国家税収には反映されないという、まさに国家としての死活問題であり、これを何としても早急に解決しなければならないという各国の利益が一致した結果がBEPSへの取り組みであるといえます。

従って、BEPSの議論とは、本来的には各国の課税権確保の議論であり、自国利益の観点から激しい国際的議論が展開された結果と捉えることができます。

BEPS行動計画4：利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限

行動計画4は、多国籍企業グループ内部での利子等支払を通じた税源または利益の移転行為を制限することを目的としています。

行動計画4については、2014年12月18日にディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、2015年10月5日に他の行動計画とともにその最終報告書が発表されています。また、今後も2020年末迄の間、ベスト・プラクティス・アプローチの実施状況や、企業グループの行動に対する影響について、各国によるレビューが行われるものとされています。

各国共通のルールとしての一定の利子控除限度額を設けるものです。

①固定比率ルール

EBITDA (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) に一定の基準固定比率を乗じることにより、利子控除限度額を計算する方法。

ここでは、基準固定比率として10%～30%の範囲において、各国政府が決定するものとされています。

②グループ比率ルール

EBITDAにグループ全体のEBITDAに対する第三者に対する純支払利子割合を乗じることにより、利子控除限度額を計算する方法。

ここでは、グループ比率が基準固定比率を超える場合に、当該超過部分についても損金算入が認められるものとされています。

③デ・ミニミス・ルール

デ・ミニミス (De minimis) とは、「些細なことについて」という意味のラテン語の語句で、一般に法令等においてごく軽微な違反については罰しないという考え方を表します。

ここでは、BEPS問題を引き起こす可能性が低い企業について、あらかじめ一般的利子控除制限ルールの適用範囲から除外することがオプションとして認められるものとされています。

④超過利子の繰越等について

各年度におけるEBITDAや支払利子等の金額的変動がもたらす影響を緩和するために、超過利子または限度額の繰越しまたは繰戻し等の規定を設けることもできるとされています。

(2)特別利子控除制限ルール

画一的な一般的利子控除制限ルールでは対応できない個別の問題に対応するため、各国は、特別利子控除制限ルールを設けることが認められるものとされており、ここでは、代表的なものとして過小資本税制があげられます。

II. 移転価格税制と一般利子控除制限ルールと過小資本税制との関係

移転価格税制を「恣意的課税権侵害の回避を目的とする税制」と広い意味で捉えると、いわゆる関連企業間取引税制（狭義の移転価格税制）だけでなく、利子控除制限ルールを含むBEPS行動計画も包含され、さらには、税関に対する輸入申告価格調整等についてもこれに含まれるものといえます。

一方で、狭義の移転価格税制である関連企業間取引税制を、独立企業間価格（Arm's length price）と異なる価格で取引を行うことによる利益移転防止策と捉える場合には、移転価格税制により対応されるのは不合理な利率による利子支払いであり、一般利子控除制限ルールは、企業のキャッシュフローに比較して不合理に過大な利子支払への対応であり、過小資本税制については、資本の金額に比較して不合理に過大な利子支払への対応であるものと説明できます。

従って、BEPS 行動計画 4 には、その対象となる基準の範囲を、従来の利率の観点だけでなく、EBITDA や資本割合の観点にまで広げたものと理解することができます。

III. 日中における対応・今後の日中間取引について

(1) 日本

日本においては、一般利子控除制限ルールとして固定比率ルールに相当する過大支払利子税制あり、特別利子控除制限ルールとして過小資本税制が存在している。これらの内容については、BEPS の内容にそくして、今後制度改正の必要性について検討がなされる見込みとえます。

(2) 中国

①税務上の利息の費用化

非金融企業が生産经营活动において非金融企業からの借入に対して支払う利息については、金融企業の同時期の同類貸付金利率計算に照らして計算した金額を超えない部分について税務上の費用とするものとし、超える部分については税務上の費用としないものとされています。

②過小資本税制

中国においても企業所得税法第46条において、「企業がその関連者から受け入れた債権性投資と權益性投資の比率が、規定の標準（金融業5：1、その他企業2：1）を超過する場合に発生した利息支出は、課税所得の計算において控除を認めない。」とされ、過小資本税制が設けられています。

従って、一般の製造業または販売業等に従事する企業にとっては、權益性投資額の2倍を上回る関連者からの債権性投資がある場合には、当該超過部分にかかわる支払利息について課税所得計算における控除が認められないものとなります。

(3) 日中間取引における今後の留意点

以上の内容を踏まえ、今後の日中間取引においては、以下のような影響が予想され、特に日中間を跨って関連ビジネスを行っている企業については、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものと考えられます。

①中国における一般利子控除制限ルールを導入

中国においては多くの日系企業が日本親会社から親子ローンを受けており、またその中には、十分な利益を計上できていない企業も多いものと考えられます。

このような状況下で、中国において固定比率ルールが導入された場合には、これらの親子ローンによるファイナンスを受けつつも十分な利益を計上できていない企業においては、全額の支払利子損金算入が認められず、結果的に大きな税負担を強いられる結果となる可能性があるといえます。

②実務的負担の増加

今後各国において、グループ企業間の利子支払いについて、キャッシュプーリング、ファイナンスリース料、デリバティブの取扱い等も考慮に入れ、各社毎及びグループ全体について計算を実施しなければならず、また、各国ごとにそれぞれの範囲及び計算方法並びに損金算入限度額等も異なってくると予想されることから、その実務的な負担は極めて大きなものとなる可能性があります。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn